

令和8年度 羽村市富士見霊園墓地使用者の募集 申込みのしおり

申込方法 所定の申込書を生活環境課生活環境係に持参してください。

電話及び郵送での申込みは受け付けておりません。

申込期間 令和8年8月7日（金）から 同年9月4日（金）まで
（土・日・祝日を除く）

申込時間 午前9時から午前11時45分、午後1時から午後5時まで

※ 土曜開庁日（令和8年8月8日・22日）については、午前9時から正午まで市役所1階 課税課前相談スペースにおいて受付を行います。

主な注意事項

- 1 申込資格については、5ページの「**申込資格**」、7ページの「**欠格事項及び使用許可の取消し等**」で詳細をご確認ください。
- 2 申込みは、1世帯で資格のある方1人までとして、**1人につき1か所に限り有効**です。重複申込みなど不適正な申込みがあった場合は、すべて**無効**となります。
- 3 区画墓地の募集は 1.0 m²区画、1.5 m²区画、3.0 m²区画、4.5 m²区画の4種類となります。
- 4 合葬式墓地の募集は、納骨壇のみです。納骨壇には1体用と2体用があります。
- 5 合葬式墓地の合葬室は随時申込の受付を行っていますので、合葬式墓地(合葬室)の申込みしおりをご覧ください。

【問合せ】 羽村市役所西庁舎2階 生活環境課生活環境係
TEL：042-555-1111 内線 204・205

申込みから使用開始まで

申込資格、 申込みの受付 5～7ページ	申込資格を確認のうえ、お申し込みください。 申込期間 8月7日(金)から9月4日(金) (土・日・祝日を除く) 午前9時～午前11時45分、午後1時～午後5時まで 申込場所 羽村市役所西庁舎2階⑧窓口 生活環境課生活環境係へ持参 ※ 土曜開庁日(令和8年8月8日・22日)については、午前9時から正午まで市役所1階 課税課前相談スペースにおいて受付を行います。 提出書類 ①「令和8年度羽村市富士見霊園墓地使用申込書 区画墓地用」または「同申込書 合葬式墓地用【納骨壇】」
↓	
受付番号の交付 8ページ	公開抽選により使用者を決定します。 申込書受付時、公開抽選用の受付番号を交付します。
↓	
使用者の決定(抽選) 8ページ	次のとおり公開抽選を行います。 抽選日時 9月8日(火) 午前10時 抽選会場 羽村市役所東庁舎2階 204会議室 抽選結果 申込者全員に通知します。
↓	*以下は抽選の結果、当選した方のみの手続きになります。
書類審査 (使用許可申請) 8～9ページ	必要書類をお持ちいただき、書類審査を行います。 審査期間 9月24日(木)から10月1日(木) (土・日を除く) 午前9時から午前11時30分、午後2時30分から午後4時30分 審査会場 羽村市役所東庁舎2階 202会議室
↓	
使用許可決定通知 及び墓地使用料の納入 通知書の送付 9～10ページ	使用許可決定通知及び墓地使用料の納入通知書を送付します。 納入期限 10月30日(金)※期限厳守 注意事項 納入期限までに墓地使用料の納入がなかった場合、棄権したものとして取り扱います。
↓	
墓地使用許可証及び 管理料の納入通知書 の送付 10ページ	墓地使用料の納入確認後、「墓地使用許可証」を送付します。 なお、区画墓地の方には管理料の納入通知書も併せて送付します。 *令和8年度(令和8年12月から令和9年3月)分として4か月分の管理料となり、納入期限は、12月25日(金)です。 使用許可日 令和8年12月1日(火)
↓	
申込書記入例 13～14ページ	記入例を参考に申込書を記入してください。

墓地の概要

募集する墓地は、次の2つの申込区分形態となります。

1 区画墓地

従来からの家ごとの個別墓地です。代々の承継が必要となります。

- (1) 使用者が亡くなられた場合は、墓地使用权の承継の手続きが必要となります。
- (2) 墓石等は、使用者のご負担で設置していただきます。施工業者の指定はありません。
- (3) 毎年度、霊園管理手数料が必要となります。

2 合葬式墓地【納骨壇】

一つの施設の中に、多数の遺骨を一緒に納める形態のお墓です。

- (1) 承継に不安のある方など向けの納骨堂です。遺骨は骨壺に入れた状態で納骨します。
- (2) 使用期間は、使用許可日である令和8年12月1日から20年間です。

※注意 納骨日からではありません。

ただし、20年間を限度に1回に限り、使用期間を更新することができます。更新する場合、使用期間満了前に更新申請手続きとともに、改めて墓地使用料を納めていただく必要があります。

なお、更新時の墓地使用料については、現時点では、1体につき120,000円となっています。

- (3) 使用期間終了後の遺骨は、合葬室に埋蔵となり、遺骨は改葬することはできません。

なお、合葬室への移設費用はかかりません。

- (4) **施設内には、納骨するとき以外は立ち入りできません。**
- (5) 参拝は、施設正面に参拝所があります。

公募内容

◆令和8年度募集分

申込区分		募集数	墓地使用料 (使用許可時一括払い)	年間管理料
区画 墓地	1.0 m ² 区画	2 区画	172,000 円	1,020 円
	1.5 m ² 区画	3 区画	258,000 円	1,530 円
	3.0 m ² 区画	11 区画	516,000 円	3,060 円
	4.5 m ² 区画	4 区画	774,000 円	3,210 円
合葬式 墓地	納骨壇	1 体用	45 基	140,000 円
		2 体用	6 基	280,000 円

- (1) 区画等の場所の指定はできません（抽選で決定します）。
- (2) 区画墓地は、令和8年度分の霊園管理手数料として、令和8年12月分から令和9年3月分までの4か月分の金額をお支払いいただくことになります。
- (3) 合葬式墓地(納骨壇)の墓地使用料には、使用期間経過後に合葬室へ納骨する際の墓地使用料も含まれています。

1 申込資格

申込区分に応じて、それぞれ次に掲げる要件にすべて該当する方。なお、すでに墓地を所有している方は申込みできません。

◆ 区画墓地

※代々の承継ができる方

1 居住要件

申込者本人が令和5年4月1日以前から墓地使用許可日まで継続して羽村市に住民登録をし、居住していること。

2 遺骨要件

- (1) 現に納骨すべき遺骨（以下、「申込遺骨」といいます）を所持していること。
- (2) 申込遺骨は墓地が無いため、「未だ一度も納骨したことの無い遺骨」であること。
〔 例 ・火葬後から現在まで自宅に置いてある遺骨。
・寺院や霊園等の一時収蔵施設に仮安置している遺骨。 〕
- (3) 申込遺骨に係る死体火葬許可証等があり、書類審査時に提示できるものであること。なお、都立霊園の一時収蔵施設に仮安置している（改葬した遺骨は除く）場合は、死体火葬許可証の代わりにその霊園の管理事務所で発行する「都立霊園一時収蔵施設使用許可証」を提示することになります。

3 申込者と申込遺骨の続柄

申込者と申込遺骨の続柄が次のいずれかに該当していること。

- (1) 配偶者（夫または妻）
- (2) 直系血族の祖父母、父母、子、孫
- (3) 養父母、養子
- (4) 事実婚関係にある方、「東京都パートナーシップ宣誓制度」に基づくパートナーシップ関係にある方

4 申込遺骨の祭祀の主宰者

申込遺骨の祭祀の主宰者が次のいずれかに該当する方であること。

- (1) 申込者本人
- (2) 申込者との続柄が上記3のいずれかに該当する方
- (3) 申込遺骨との続柄が上記3のいずれかに該当する方

※「祭祀の主宰者」とは

申込遺骨の葬儀の喪主・法事の施主等を務めた方、あるいは死亡届等を提出した方等、今後も遺骨及び墓所を守り管理していく立場にある方をいいます。

5 その他

- (1) 申込者について各市税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料に滞納がないこと。
- (2) 墓地使用料を定められた期日までに納入できること。
- (3) 墓地使用許可日から6か月以内に墓石等埋蔵施設を設置し、納骨することができること。
- (4) 申込みは1世帯につき、1通を限度とする。（複数の申込みをした場合は、すべて無効）

◆ 合葬式墓地（納骨壇）

※代々の承継ができない又は承継に不安のある方

1 居住要件

申込者本人が令和5年4月1日以前から墓地許可使用日まで継続して羽村市に住民登録をし、居住していること。

2 遺骨要件

- (1) 現に納骨すべき遺骨（以下、「申込遺骨」といいます）を所持していること。
- (2) 申込遺骨は墓地がないため、「未だ一度も納骨したことの無い遺骨」であること。

[

例 ・火葬後から現在まで自宅に置いてある遺骨。

・寺院や霊園等の一時収蔵施設に仮安置している遺骨。

]
- (3) 申込遺骨に係る死体火葬許可証等があり、書類審査時に提示できるものであること。なお、都立霊園の一時収蔵施設に仮安置している（改葬した遺骨は除く）場合は、死体火葬許可証の代わりにその霊園の管理事務所で発行する「都立霊園一時収蔵施設使用許可証」を提示することになります。

3 申込者と申込遺骨の続柄

申込者と申込遺骨の続柄が次のいずれかに該当していること。

- (1) 配偶者（夫または妻）
- (2) 直系血族の祖父母、父母、子、孫
- (3) 養父母、養子
- (4) 事実婚関係にある方、「東京都パートナーシップ宣誓制度」に基づくパートナーシップ関係にある方
- (5) 兄弟姉妹及びその配偶者、伯父・叔父・伯母・叔母及びその配偶者、従兄弟・従姉妹
- (6) 次に掲げる続柄（申込者の配偶者が死亡している場合は、姻族関係を継続している場合に限る）
 - ①配偶者の祖父母、父母（養父母を含む）、子（養子を含む）または孫
 - ②配偶者の兄弟姉妹、伯父、叔父、伯母または叔母（その配偶者を含む）
 - ③配偶者の従兄弟または従姉妹

4 申込遺骨の祭祀の主宰者

申込遺骨の祭祀の主宰者が次のいずれかに該当する方であり、かつ、申込遺骨の祭祀を承継するものがない、または、いなくなる見込みであること。

- (1) 申込者本人
- (2) 申込者との続柄が上記3のいずれかに該当する方
- (3) 申込遺骨との続柄が上記3のいずれかに該当する方

※「祭祀の主宰者」とは…申込遺骨の葬儀の喪主・法事の施主等を務めた方、あるいは死亡届等を提出した方等、今後も遺骨及び墓所を守り管理していく立場にある方のことをいいます。

5 その他

- (1) 申込者について各市税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料に滞納がないこと。
- (2) 墓地使用料を定められた期日までに納入できること。
- (3) 墓地使用許可日から6か月以内に申込遺骨を納骨することができること。

- (4) 申込みは1世帯につき、1通を限度とする。ただし、複数の遺骨を所持している場合は、遺骨数分の申込みを認める。
- (5) 申込遺骨と申込者本人分として、納骨壇2体用を希望する場合はこれを認める。

◆欠格事項及び使用許可の取消し等

次のいずれかに該当する場合は、申込み自体が欠格となり、無効となります。

- (1) 現に申込遺骨のない方が申込みをした場合
- (2) 祭祀の主宰者の条件に当てはまらない方で申込みをした場合
- (3) 二重で申込みをした場合
 - ① 同一人が同一遺骨で二重に申込みをした場合
(例 子が父親の遺骨で複数の区画墓地に申し込んだ場合など)
 - ② 同一人が複数の遺骨で申込みをした場合
(例 子が父親の遺骨で4.5㎡の区画墓地を、母親の遺骨で1.0㎡の区画墓地を申し込んだ場合など)
 - ③ 複数の者が同一の遺骨で申込みをした場合
(例 父親の遺骨で兄弟それぞれが申し込んだ場合など)
 - ④ 両親の遺骨を分けて複数の者が申込みをした場合
(例 兄が父親の遺骨で、弟が母親の遺骨で申し込んだ場合など)
 - ⑤ 同一世帯(2世帯住宅を含む)と判断される複数の者が複数の遺骨で申込みをした場合
(例 夫が父親の遺骨で、子が母親の遺骨で申し込んだ場合など)
- (4) 分骨した遺骨や、他の墓所に納骨した遺骨で申込みをした場合
- (5) 定められた書類審査期間中に必要書類を提出及び提示できない場合、または書類審査の結果、申込資格がないことが判明した場合
- (6) 墓地使用許可日より前に市外に転出した場合
- (7) 墓地使用料を定められた期日までに納入しなかった場合
- (8) 墓地使用許可証交付後、区画墓地にあっては6か月以内に墓石等埋蔵施設の設置及び納骨をしなかった場合、合葬式墓地(納骨壇)にあっては6か月以内に納骨しなかった場合
- (9) 各市税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料に滞納があった場合

2 申込みの受付及び受付番号の交付

「1 申込資格」を確認のうえ、次のとおりお申し込みください。

1 申込期間

8月7日(金)から9月4日(金)まで(土・日・祝日を除く)の期間の

午前9時から午前11時45分、午後1時から午後5時まで

2 申込場所

羽村市役所西庁舎2階⑧窓口 生活環境課生活環境係

※ 土曜開庁日(令和8年8月8日・22日)については、午前9時から正午まで
市役所1階 課税課前相談スペースにおいて受付を行います。

3 申込書類

「令和8年度羽村市富士見霊園墓地使用申込書 区画墓地用」または「同申込書 合葬式
墓地用【納骨壇】」

4 申込方法

申込書類に必要事項を記入（※自署、鉛筆・消せるボールペン等不可）のうえ、持参してください。電話及び郵送での申込みは受け付けておりません。

5 受付番号の交付

申込区分ごとに受付番号を記載した「令和8年度羽村市富士見霊園申込受付番号等控え」をお渡しします。

3 使用者の決定（抽選）

抽選は次のとおり公開で行いますので、希望される方はご出席ください。出欠は自由です。

- 1 抽選日時 9月8日（火） 午前10時
- 2 抽選会場 羽村市役所東庁舎2階 204会議室
- 3 抽選方法 公開抽選により申込区分ごとに、当選者、使用区画（場所）及び補欠者（補欠順位）を決定します。補欠者は、申込区分ごとに設けています。
- 4 抽選結果 申込者全員に抽選結果(当選・補欠・落選)を通知します。

4 補欠者の取扱い

補欠者の取扱いについては、申込区分を問わず、次のとおりとします。

- (1) 次のいずれかに該当する事由が生じた場合、補欠順位の上位者から順に繰り上げて使用者に決定します。
 - ① 決定した使用者が辞退した場合
 - ② 決定した使用者が書類審査等で失格となった場合
 - ③ 決定した使用者が墓地使用料を定められた期日までに納入しなかった場合
- (2) 補欠当選の有効期間は、令和9年5月31日（月）までです。

5 書類審査

抽選の結果、当選された方を対象に、申込資格の確認のため、書類審査を行います。

1 審査期間

9月24日（木）から10月1日（木）までの期間

※決定通知書に記載されている日時にご来庁ください。都合が悪い場合は、9月21日（月）までにご連絡ください。

2 必要書類

書類はすべて原本が必要です。（※記入については、全て自署とします。）

(2)の住民票と(4)の戸籍謄本類については令和8年7月1日以降に発行されたものを用意してください。

- (1) 令和8年度羽村市富士見霊園公開抽選結果通知書
- (2) 申込者の本籍及び続柄記載の世帯全員の住民票
- (3) 市税等の納付状況確認同意書

* 書類審査時に記入していただきます。

- (4) 戸籍謄本類（申込者と祭祀の主宰者と申込遺骨との続柄がわかるもの）

＊ 事実婚関係にある方、または「東京都パートナーシップ宣誓制度」に基づくパートナーシップ関係にある場合は、申込者と申込遺骨の続柄がわかる戸籍謄本類に代わり以下の書類を用意してください。

ア. 事実婚関係にある方

- ・ 「妻（未届）」または「夫（未届）」の記載がある改製原住民票
※亡くなった日が平成26年6月20日以降の場合に限る
- ・ 改製原住民票に「妻（未届）」または「夫（未届）」の記載が無い場合は、申込遺骨との生計維持関係を証明できる書類

イ. 「東京都パートナーシップ宣誓制度」に基づくパートナーシップ関係にある場合

- ・ 「東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書」を持参してください。

＊ 胎児（妊娠4か月（12週）以上）の遺骨で申し込む場合は、母子健康手帳または病院などの証明書を持参してください。ただし、死胎火葬許可証に親子の続柄が記載されている場合は必要ありません。

(5) **死体火葬許可証**

(6) 祭祀を主宰していることを証明する書類（**葬儀時の会葬御礼の通知や領収書**など）

(7) 区画墓地の使用を申し込んだ場合で、祭祀の主宰者が申込者本人でない場合については、祭祀の主宰者の**本籍記載の住民票と墓地承継申立書**

(8) 合葬式墓地(納骨壇)の使用を申し込んだ場合は、**承継者不在の申立書**

＊ 書類審査時に記入していただきます。

(9) 申込者の本人確認書類

マイナンバーカード・運転免許証・パスポート・保険証等

3 注意事項

- (1) 書類審査はできるかぎり申込者本人がご来庁ください。お越しになれない場合は、提出書類の内容を説明できる方がご来庁ください。内容確認ができませんと、再度ご来庁いただく場合があります。
- (2) 審査期間内に書類審査を受けなかった方、または審査期間内に必要書類が提出できない場合は、棄権したものとして取り扱います。
- (3) 書類審査で欠格事項が判明した場合は、失格となります。
- (4) 提出書類は、死体火葬許可証、祭祀を主宰していることを証明する書類、公開抽選結果通知書を除いて返却できません。

6 使用許可申請の手続き

書類審査にあわせて使用許可申請の手続きを行っていただきます。

使用許可申請書に必要事項を記入し、提出していただきます。

7 使用許可決定通知及び墓地使用料の納入通知書の送付

提出いただいた書類を審査し、墓地の使用を許可した方に、使用許可決定通知及び墓地使用料の納入通知書を送付します。

- (1) 使用許可決定通知及び墓地使用料の納入通知書は、10月15日（木）までに郵送予定

です。

- (2) 墓地使用料の納入は一括とし、**令和8年10月30日(金)までに**、納入通知書に記載された取扱金融機関で納入してください。指定期日までに納入がない場合は、棄権したものとして取り扱います。

8 墓地使用許可証及び管理料の納入通知書の送付

墓地使用料の納入が確認できた方に、墓地使用許可証を送付します。

区画墓地使用者の方には令和7年度分管理料の納入通知書も併せて送付します。

- (1) 墓地使用許可証及び管理料の納入通知書は、11月26日(木)までに随時郵送します。
- (2) 墓地の使用許可日は、**令和8年12月1日(火)**です。
- (3) 管理料の納入は一括とし、**令和8年12月25日(金)までに**、納入通知書に記載された取扱金融機関で納入してください。

9 区画墓地の墓地設備設置工事

墓地使用許可日から6か月以内(令和9年5月31日まで)に墓石等埋蔵施設を設置して、納骨を行ってください。工事にあたっては、次の事項を厳守してください。また、使用場所(区画)に市長が認めた設備以外の物を設けたり、既成設備を変更したりすることはできません。

工事請負業者は、デザインを決定する前に必ず現地区画に足を運び、設置が可能であるか確認してください。

- (1) 工事開始2週間前までに、「羽村市富士見霊園墓地設備工事施工届出書」(様式第4号)に設計図面を添付して、市に提出すること。
- (2) 墓地の使用許可を受ける前に工事を開始しないこと。
- (3) 施工前の事前立会い及び施工後の完了検査を必ず受けること。
- (4) 墓碑及びその他の工作物などについては、次の基準を守ること。
- ① 墓碑及びこれに類する設備の高さは、2m以内とすること。
 - ② 工作物の高さは、1.5m以内とすること。
 - ③ 樹木の高さは、1.5m以内とすること。樹木は低木の樹種に限る。
- ※①から③までの高さは、墓地前側の通路面から設備などの最高部までの高さをいう。
- ④ 境界杭・境界標・縁石を破壊または撤去しないこと。
- ⑤ 境界杭・境界標を確認できるよう施工すること。
- ⑥ 外柵及び基礎を隣接墓地の境界から内側へ下記の寸法どおり離して設置すること。

1.0 m²及び1.5 m²の区画墓地・・・1.5 cm

3.0 m²の区画墓地・・・・・・・・・・両脇については1.5 cm、奥については2.5 cm

※3.0 m²区画については外柵設置は必須とする。

- ⑦ 隣接墓地との間の隙間には、砂などを入れ、いつでも縁切りできる状態にすること。
- ⑧ 墓地のナンバープレートを外したり、ナンバープレート上に工作物を作ったりしないこと。
- ⑨ 施工中に発生する残土・石材などは作業終了ごとに必ず持ち帰ること。
- (5) 工事は、お彼岸及びお盆の時期を除き、原則平日(月～金曜日)の8時30分から17時までの間で行うものとする。

土・日曜日、祝日などに工事を行う時は、必ず「土曜・日曜・祝日等の工事施工届」を事前に市に提出し、工事許可を得ること。

- (6) 施工中は、常に工事許可証を携帯すること。
- (7) 施工中に通路、設備等を破損した場合は、直ちに市に届け出て、その指示により速やかに原状に回復すること。
- (8) その他、市職員又は市が指定する者の指示に従うこと。

10 遺骨の納骨

遺骨の納骨を行うときは、次のとおり手続きを行ってください。

◆ 区画墓地

- (1) 墓地の使用許可日から6か月以内に納骨してください。納骨日が決まりましたら、事前に死体火葬許可証と墓地使用許可証を市に持参してください。
- (2) 死体火葬許可証は、法律により墓地の管理者が受理し保管することとされているためお返しできません。※「墓地、埋葬等に関する法律」第十四条・第十六条による
墓地使用許可証については、必要事項を記載してお返しします。

◆ 合葬式墓地（納骨壇）

- (1) 墓地の使用許可日から6か月以内に納骨してください。
- (2) 遺骨の納骨は予約制です。日程が決まりましたら、**富士見霊園管理事務所**（富士見斎場内にあります。電話 042-579-5394、FAX 042-579-2259）に連絡し、予約をしてください。
- (3) 当日は、申込遺骨、死体火葬許可証及び墓地使用許可証を管理事務所を持参してください。なお、死体火葬許可証は、法律により墓地の管理者が受理し保管することとされているためお返しできません。※「墓地、埋葬等に関する法律」第十四条・第十六条による
墓地使用許可証については、必要事項を記載してお返しします。
- (4) 納骨壇への納骨は、使用者等（2名まで）の立会いのもと、管理事務所の職員が行います。
- (5) 合葬式墓地の参拝所横に墓誌があります。希望される方は自費で墓誌にお名前を彫刻できます。ただし、彫刻はお名前のみで、納骨壇に納骨された方のみとなり、生前での彫刻はできません。

11 霊園の使用上の注意事項

1 管理料の支払い（区画墓地使用者の方のみ）

管理料は、霊園の共用部分の維持管理に係る経費の一部としてご負担いただくものです。なお、合葬式墓地については、墓地使用料に管理料が含まれているため、改めて納入する必要はありません。

- (1) 管理料1年分の納入通知書を毎年4月中旬頃に送付しますので、納入期限（5月中旬頃）までに納入通知書に記載された取扱金融機関で納入してください。
口座振替の手続きが済んでいる方には、「口座振替のお知らせ」を送付します。
- (2) 管理料の金額については、次のとおりです。

区画墓地の面積	1.0 m ² 区画	1.5 m ² 区画	3.0 m ² 区画	4.5 m ² 区画
1年間分の管理料	1,020 円	1,530 円	3,060 円	3,210 円
令和8年度(4か月間)分の管理料	340 円	510 円	1,020 円	1,070 円

*年度途中で墓地を返還された場合、管理料の返還はできません。

- (3) 新規に口座振替をご希望の方は、取扱金融機関窓口でお手続きください。

2 使用者の責務等

富士見霊園の使用者は、「墓地、埋葬等に関する法律」、「同施行規則」、「羽村市富士見霊園条例」及び「同施行規則」などに定める規定を遵守し、適正に使用しなければなりません。

- (1) 使用者の死亡などにより墓地使用权を承継する場合（区画墓地使用者の方のみ）、墓地使用許可証に記載されている住所に変更が生じた場合など、必要書類を提出し、手続きをしてください。
- (2) 次に該当するときは、条例の規定により、墓地の使用許可を取り消すことがあります。
 - ① 区画墓地の使用者が死亡し祭祀を主宰すべき者がいないとき。
 - ② 区画墓地の使用者が5年間管理料を納入しないとき。
 - ③ 使用者が使用許可を受けた目的以外に墓地を使用したとき。
 - ④ 墓地使用权を譲渡し、または使用場所を転貸したとき。
 - ⑤ 条例またはこれに基づく規則及び市の指示に従わないとき。

令和8年度 羽村市富士見霊園墓地 使用申込書

区画墓地用

記入見本 1

受付番号

受付年月日

申込区分	☐ 区画墓地【1.0㎡】	㍑	審査欄		居住	可否	
	☒ 区画墓地【1.5㎡】	㍑					
	☐ 区画墓地【3.0㎡】	㍑					
	☐ 区画墓地【4.5㎡】	㍑					
申込者	住所	〒205-0003 羽村市 緑ヶ丘5-2-1 マンション後所207 (※令和5年4月1日以前より羽村市内に居住している はい)					
	フリガナ	カ キ ヨ ウ タ ロ ウ					
	氏 名	環 境 太 郎					
	生年月日	大正・ 昭和 ・平成 47 年 4 月 20 日				54 歳	
	電話番号	すぐ連絡の つく番号	090-1111-1111		左記以外 の番号	042-555-1111	

(死産児の場合は、氏名欄に母親の名前をカッコ書きしてください)

埋蔵される方 ①	フリガナ	カキョウ ハナコ		死 亡 年 月 日		
	氏 名	環 境 花 子		平成・ 令和 8 年 5 月 8 日没		
	申込者との続柄		申込者の 母		遺骨の保管状況 ① 自宅に仮安置 2 寺院等に仮安置 (寺院名等：) (所 在 地：)	
	祭祀 の 主 宰 者	氏 名	環 境 太 郎			
		申込者との続柄	申込者の 本人			
②	遺骨との続柄	亡くなった方の 子				
	フリガナ				死 亡 年 月 日	
	氏 名			平成・令和 年 月 日没		
	申込者との続柄		申込者の		遺骨の保管状況 1 自宅に仮安置 2 寺院等に仮安置 (寺院名等：) (所 在 地：)	
祭祀 の 主 宰 者	氏 名					
	申込者との続柄	申込者の				
③	遺骨との続柄	亡くなった方の				

処理欄

令和8年度 羽村市富士見霊園墓地 使用申込書

合葬式墓地用【納骨壇】

記入見本 2

受付番号

受付年月
日

申込区分	☐ 納骨壇【1体用】	—	(カ)	審査欄	居住		可	否
	☒ 納骨壇【2体用】	遺骨数—	(キ)		遺骨続柄		可	否
					祭祀の主宰者続柄		可	否
申込者	住所	〒205-0003 羽村市緑ヶ丘5-2-1 マンション後所207 (※令和5年4月1日以前より羽村市内に居住している (はい))						
	フリガナ	セイカツ	イチロウ					
	氏名	生活 一郎						
	生年月日	大正 (昭和) ・平成	18	年	4	月	16	日
	電話番号	すぐ連絡の つく番号	090-1111-1111			左記以外 の番号	042-555-1111	

(死産児の場合は、氏名欄に母親の名前をカッコ書きしてください)

埋蔵される方 ①	フリガナ	セイカツ ハナコ	死亡年月日
	氏名	生活 花子	平成・(令和) 6 年 5 月 8 日没
	申込者との続柄	申込者の 妻	遺骨の保管状況 (1) 自宅に仮安置 2 寺院等に仮安置 (寺院名等：) (所在地：)
	祭祀の主宰者	氏名	
申込者との続柄	申込者の 本人		
埋蔵される方 ②	フリガナ	セイカツ イチロウ	死亡年月日
	氏名	生活 一郎	平成・令和 年 月 日没
	申込者との続柄	申込者の 本人	遺骨の保管状況 1 自宅に仮安置 2 寺院等に仮安置 (寺院名等：) (所在地：)
	祭祀の主宰者	氏名	
申込者との続柄	申込者の		
	遺骨との続柄	亡くなった方の	

処理欄